

岡山県事業継続特別支援金制度 Q&A

<対象者について>

【問1】 支援金の対象者は。

【答】 次の3つの要件を全て満たす事業者が対象となります。

- ① 国の持続化給付金の給付を受けていること
- ② 県内に主たる事業所を有する会社法上の会社及び個人事業者であること
- ③ 雇用保険法第4条に規定する被保険者数が21人以上であること

【問2】 支援対象にならない業種の具体例は。

【答】 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行う事業者は支援対象になりません。具体的には、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター店等の風俗営業が該当します。

【問3】 「県内に主たる事業所を有する」とは何をもって判定しますか。

【答】 次の書類に記載された住所等で判定します。

- ① 会社の場合、確定申告書別表一に記載された納税地
- ② 個人事業者の場合、所得税の青色申告決算書に記載された住所

【問4】 法人税の納税地は他県だが、岡山県内に主たる営業所、事業所があります。支援金の支給対象とはならないのでしょうか。

【答】 法人税法に規定する納税地は、本店又は主たる事務所の所在地になり、それをもって主たる事業所かどうか判断しています。
申し訳ないですが、そうでない場合は、対象とはなりません。

【問5】 納税地は岡山ではないが、県内に多数店舗を保有しています。対象とはならないのでしょうか。

【答】 主たる事業所の所在地については、問4のとおり判定しています。（確定申告をしていない場合や、確定申告書がなんらかの理由で提出出来ない場合は、会社であれば、法人登記簿謄本、個人であれば住所が特定できる書類をもって判定。）申し訳ありませんが、そうでない場合は、対象とはなりません。

【問6】 個人事業者だが、店舗は岡山、住居は広島にあります。そのため納税地は広島となっているが、実態的には岡山の事業者です。対象とはならないのでしょうか。

【答】 主たる事業所の所在地については、問4のとおり判定しています。（確定申告をしていない場合や、確定申告書がなんらかの理由で提出出来ない場合は、会社であれば、法人登記簿謄本、個人であれば住所が特定できる書類をもって判定。）申し訳ありませんが、そうでない場合は、対象とはなりません。

【問7】 開業をして1年に満たないため、対前年度との比較ができないが、受給の対象とはならないのでしょうか。

【答】 基本的には、国の持続化給付金の対象とならない場合には、県の支援金の給付対象にはなりません。

お問い合わせいただいた点について、国では創業特例を設けていると聞いています。詳細は、国の相談窓口にお問い合わせください。

【問8】 事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化したのだが、支給の対象となりますか。

【答】 基本的には、国の持続化給付金の対象とならない場合には、県の支援金の給付対象にはなりません。

お問い合わせいただいた点について、法人の確定申告書類と個人事業者の確定申告書類を比較して申請を行う特例があると聞いています。詳細は、国の相談窓口にお問い合わせください。

【問 9】 事業収入の減少を比較する2つの月の間に合併を行ったのだが、支給の対象となりますか。

【答】 基本的には、国の持続化給付金の対象とならない場合には、県の支援金の給付対象にはなりません。

お問い合わせいただいた点について、特例があると聞いています。詳細は、国の相談窓口にお問い合わせください。

【問 10】 NPO 法人や医療法人などは、支給の対象となりますか。

【答】 会社法上の会社、あるいは個人事業者を支援対象としており、それ以外の法人等については、支援金の給付対象にはなりません。

<添付資料について>

【問 11】 必要な添付書類は。

【答】 申請書や誓約書のほかに、国の持続化給付金の給付通知書の写し等の添付が必要となります。詳細は、ホームページにてご確認ください。

【問 12】 前年度の確定申告書を紛失してしまいました。何を添付すればいいですか。

【答】 確定申告書の代わりに、会社であれば、法人登記簿謄本、個人であれば住所が特定できる書類を提出してください。

【問 13】 確定申告書及び青色申告決算書に收受印がないが、そのまま提出しても構わないですか。

【答】 原則、收受印が必要になります。ただし、何らかの理由で收受印のある書類を提出出来ない場合、会社であれば法人登記簿謄本、個人であれば住所が特定できる書類を提出してください。

【問 14】 法人について、e-tax での申告は確定申告書の收受印がないのですが、どうしたらよいですか。

【答】 確定申告書の写しに電子受付電子システムの受信通知を添付して提出してください。確定申告書の上部に「電子申告の日時」「受付番号」が表示されていれば、「受信通知」は添付不要です。

<従業員数について>

【問 15】 雇用保険の被保険者数とは何をもって判断するのですか。

【答】 様式第 3 号「雇用保険適用事業所情報提供請求書（申請事業者から受け取った請求書を県が岡山公共職業安定所へ提出）」により、令和 2 年 3 月末、4 月末又は 5 月末のいずれかの時点で、被保険者数が最も多い月の数を確認することとしています。

【問 16】 パート、アルバイト、派遣社員、契約社員等は、雇用保険の被保険者には当たらないのですか。

【答】 常用、パート、アルバイト、派遣等の名称や雇用形態にかかわらず、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上かつ 31 日以上の雇用見込みがある場合、被保険者となります。

【問 17】 専従者（同居の親族）は雇用保険の被保険者のカウントの対象か。

【答】 県の支援制度上、雇用保険法で規定する被保険者としていることから、被保険者以外は対象になりません。

【問 18】 雇用保険の被保険者数の基準はいつ時点ですか。

【答】 令和2年3月末、4月末又は5月末のいずれかの時点で、被保険者数が最も多い時点を基準日とします。岡山公共職業安定所が発行する「雇用保険適用事業所情報」により被保険者数の確認を行います。

【問 19】 県外事業所に所属する被保険者は対象とならないのですか。

【答】 岡山公共職業安定所が発行する岡山県内事業所の「雇用保険適用事業所情報」に基づいて、被保険者数を確認することとしています。

【問 20】 同一の会社だが、県内に事業所が2つある場合はどうすればいいですか。

【答】 県内の適用事業所ごとに、「雇用保険適用事業所情報提供請求書」を提出してください。

<支給金額について>

【問 21】 支給される金額はいくらになりますか。

【答】 支給額は、雇用保険被保険者一人当たり2万円です。

【問 22】 受付はいつから開始しますか。

【答】 6月26日から受付を開始する予定です。申請様式等、詳細については、ホームページにてご確認をお願いします。

【問 23】 予算が不足した場合はどうなりますか。

【答】 対象となる事業者については、給付できるよう対応したいと考えております。

<申請の受付について>

【問 24】 国からの支給決定が中々されないが、県はいつまで申請を受け付けてくれますか。

【答】 国の申請受付期間も勘案し、県では、令和2年6月26日から令和3年3月1日まで申請を受け付けることにしています。

【問 25】 国からの支給決定が中々されないが、切羽詰まった状況のため、先に県で申請を受けてくれませんか。

【答】 国の持続化給付金の受給を条件としており、申し訳ありませんが、先行して申請を受け付けることはできません。

【問 26】 県では給付までにどの程度の時間を要しますか。

【答】 申請書類が到着次第、順次審査をさせていただき予定です。速やかに給付できるよう、手続きを進めたいと考えております。

【問 27】 申請について、郵送でしか受け付けてくれないのですか。

【答】 新型コロナウイルス感染症予防の観点から、対面での申請は受け付けておりません。申し訳ありませんが、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

【問 28】 電子申請はできないですか。着払いで送付させてもらえませんか。

【答】 大変申し訳ありませんが、郵送での受付しか行っておりません。また、郵送料については、事業者様の負担となります。ご理解のほどよろしくお願い致します。

<課税について>

【問 29】 支援金は課税対象となりますか。

【答】 課税対象となり、「事業所得」として区分されます。具体的な相談は、所管の税務署にお問い合わせをお願い致します。